

神戸市個人情報保護審議会 第2回制度審議部会 議事要旨

1. 日 時 令和4年1月25日(火) 13時00分～15時00分

2. 場 所 神戸市役所1号館14階 大会議室

3. 出席者

(1) 審議会委員(敬称略・五十音順)

荒川雅行、柴田真里、高野一彦、玉置久、中川丈久、灘本明代、西村裕三

(2) 事務局の職員

市長室担当部長 ほか

(3) 傍聴者

なし

4. 議 題

(1) 審 議

① 条例にあつて改正法にない規定の検討

5. 議事要旨

(1) 部会長の選出

個人情報保護審議会委員の任期が令和3年12月25日より新たな任期となっているため、部会の審議に先立ち、制度審議部会運営要綱第2条第3項の規定に基づき、部会長として西村委員が選出された。

(2) 審議

・ 条例にあつて改正法にない規定の検討

事務局から、審議会資料(資料1)に基づき「1 事業者の責務(条例4条関係)について」説明がなされた。

○委 員 本市の個人情報保護条例が制定されるに至った、時代背景のようなものも、ご説明いただいたが、古い話というか、時代が変わったと思う。要するに、法律が存在していない、個人情報保護法ができる前の段階で、本市の条例を制定したが、事業者に対して、個人情報保護の義務を課すような法律などが存在していなかった。そういう時代においては、こういう事業者に対する一般的な努力義務規定のようなものを置くことには、非常に意義があったのではないかと思うが、現在は事業者に対しては、個人情報保護法が制定されて、今回、個別の法律であったものを一本化して、改正法の第4章では、事業者に対する、個別具体的な義務が規定されている。そういう状況を踏まえると、本市の条例において、事業者に対して一般的な義務を課すことの意味が、かなり薄れてきていると思うが、いかがか。

○委 員 条例制定が四半世紀も前の話で、現状は、法に十分書いてあるのであれば、条例に残すことの意味は無さそうかなとは思ふ。ただ、いくつもある必要があるかという議論が続くので、一つずつ考えるのがいいのか、そもそも、いらな

いものは基本的にやめたらいいのかということを考えるべきだと思う。法律と条例の規定を合致させる必要があるのかないのかという視点も、一緒に持ってもいいかなと考える。

○委員 個人情報保護法という法律が制定される前の段階で条例が制定されているので、かなり事情が変化している。そういうものを踏まえて、引き続きこういう規定を持たせることが必要なかどうかということで、検討すべきではないかと思うが。

○委員 被っても良いという考えであれば、置いておいてもいいだろうと思う。一番の大方針が、被る部分は、法律の方で任せて、条例はできる限りスリム化するんだという方針であれば、無くて問題はないのかと。そこら辺の方針はどうか。

○事務局 令和3年の改正法によって、何を目的としていたのか、ということだが、社会全体がデジタル化する中で、その対応が迫られる中、個人情報の保護とデータ流通の両立と保護の強化、こういった視点で捉えたときに、現行法制が、地方公共団体に限って申し上げると、所謂2千個問題と言われていたが、各々の団体に、各々の条例がある中で、不均衡や不整合を是正しなければならぬという視点が、一つあった。それと、国際的な制度の調和ということで、所謂GDPRの十分性認定の中で、独立した機関が、個人情報保護に関して、監視監督をする機関が必要だという、執行体制の確保という点もあった。そういった中で、今回、現行の行政機関個人情報保護法に、地方公共団体の規律が重ね合わせられていったという形の中で、整理されている状況である。条例と行政機関個人情報保護法の規律の中では、例えば、個人情報の取扱いということになると、取得、保有、利用や提供の各段階での規律は、国にも地方公共団体にもある。開示請求、訂正請求、利用停止請求、請求権に関する規律も、双方にある。そういった中で、今回の改正では、条例で規定している、国と重複した部分が法律に引き上げられるということであって、同様の規定が重複することは、国の方では想定されていない。

○委員 であれば、もういいだろうと思う。

○委員 情報公開制度と同じように個人情報保護制度も、自治体が先行していた流れの中で、実際の条例というものが制定されていったのだが、それを今度は、法律をつくって、できるだけ一元化しようという流れにある。それに従って、法律に規定があるようなものは、法律に一本化するという。そういう大きな流れがあるというように受け取った。前回検討したのも、法律と条例で、重複した規定がある場合は、条例の方の規定を削除するという処理の仕方をしたので、そういう流れの中で判断したいと思うが、改めて、基本方針をどうするかということも含めてご意見をいただければいいかと思う。

○委員 今、ご意見を拝聴して、その通りではないかと思う。国の法律にあるものは、国にということだが、とはいえ、市独自の施策もあるので、残していてもいいのではないかと思う。地方自治法に基づく条例なので、そういう意味で言うと、個人情報保護法の範囲内で、条例を決めることはできる訳だから、

そういう意味では、事業者に対する規定を書くこともできるので、残すことにも意義があるのではないか。

- 委員 前半では、残す必要が無いようなことをおっしゃっていたかと思うが、結論としては、残してもいいのではないかというご意見か。
- 委員 ご主旨のとおり。
- 委員 基本的に、上で義務を規定しているのであれば、下でわざわざ繰り返すことはないかと思う。若干気になるのは、個人情報に関する市の施策に協力しなければならないという文言がついている訳だが、結局、上位規定を読んでいても、改正法について、なかなか色々書いてあって、分かりにくい。例えば、市はこういうふうを考えるというのが、事業者に対してもあるのであれば、枕詞のような第4条というのも意義があると思うが、そういう特段の趣旨が無ければ、上で事業者はちゃんと義務があるのだから、結論的に言うと、重複は必要ないように思う。
- 委員 いらぬといえ、いらぬと思うが、ここだけで判断しづらくて、後の、現在の29条、事業者に対する規定を残すのかどうか次第だと思う。個人情報保護法とは別に、神戸市として、事業者に対して何かしたいのであれば、4条を残してもいいんだろうと思う。29条以下をどうするかによるかと思う。それがまず1点。もう1点が、そもそも責務規定をおくことに何の意味があるかということ。29条を残したところで、4条がなくても構わない気がするが、行政実務でどうなるかということにもよるか。仮に、個人情報保護法とは別に、神戸市で独自に、事業者に対して、指導等を行うことが予定されているのであれば、29条とか、その時に、4条があると指導しやすいとか、そういう事情があるのであれば、置いておいてもいい。ただし、法律論的には、4条といっても、特に何を言っているという訳でもないという気がする。そういう意味では、あっても無くてもいいのかなと思う。
- 事務局 事業者に関する部分について、例えば、改正保護法の基本法的な部分とか、あるいは、第4章で事業者に対しての義務が課せられているところでもあるし、今回、保護法の対象となる事業者については、個人情報保護委員会が監視監督する立場となり、報告、立入り検査、指導、助言、あるいは、勧告、命令といった規定があるが、条例29条で含まれていないのが、命令がない。29条第1項については、不適正に取扱っている疑いがある事業者に対して、説明または資料の提出を求めることができるとなっているが、これは、改正法146条と同じような内容になっている。したがって、これは重複する部分であり、市は元々そういう立場に立たなくなる部分でもあるので、重複する規定として整理している。
- 委員 第4条だけ見ても判断できず、他の条文をどうするのかということ。神戸市の方針として、事業者に対するものも全て、個人情報保護法に委ねるだけで良いということであれば、4条も27条、29条もいらぬと思う。27条や29条が必要な仕事をする予定があるかを先に決めたいので、最後に、4条などがあるのかという順番で検討した方がいいんじゃないか。

- 委員 前の会議でA、B、C。Bの整理方法として、Aは削除するものとして整理するとか、整理手順を前回決めていたか。
- 事務局 手順として、まず、前回の見直しの5ページに手順を掲げさせていただいているが、まず、(2)で、この前、改正法と条例の相違をご確認いただいた後に、重複する規定について、ご確認をさせていただいた。(1)を元に、前回お配りさせていただいた、資料3で保護法と条例の整理をさせていただいたところである。条例の29条ということになると、資料3の10ページの下段のところ、第3章として、事業者が取扱う個人情報の保護ということで、28条が指導又は助言、29条が事業者に対する措置ということで、あげている。それらについては、中ほどに、改正法の条文は入れていないが、何条かというのは、入れている。まず、28条にかかるのが、147条の指導、助言。それから、29条にかかるのが、法の146条の報告及び立ち入り検査。それから、29条の第2項については、法148条の第1項の勧告・命令。それから、3についても、4項が同様になるということで、重複する部分ということになれば、右側に掲げているように、削除ということで、整理させていただいた。
- 委員 これもう、議論は済んだということで、削除が前提であれば、4条もいらないと思う。そうすると、令和3年の個人情報保護法改正は、民間事業者に対しては、取扱う個人情報の取扱いについて、各自治体が色んなルールをつくってもらっちゃ困るということで、国として統一のルールをつくるという方針でしたので、それを裏返して言うと、個人情報保護に関する事業者の取扱いについては、法律でもう決めたんだという理解でよいか。
- 事務局 1点だけ、補足させていただくと、資料の前回お配りさせていただいた、資料の2の5ページ。事業者に、全て、何もかも一切切切なくなるのかということ、基本法的な部分が、13条、14条になる。区域内の事業者等への支援ということで、地方公共団体は、事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならないということだが、これが何を指しているかと言うと、パンフレットなど、啓発といったものに、地方公共団体もそういった支援をすると。そういったことについては、残っている。ただ、これは、新たに加わった部分ではないので、そういった基本法的な部分ではかかっている。また、14条については、苦情の処理、あっせんとあるが、これについては、消費生活センター等、事業者の個人情報の取扱いについても、相談がある場合がある。そういったことも、従前から掲げられている規律であり、基本法の中で謳われている部分になる。ただ、個別具体の指導、助言、勧告、命令は、すべて、個人情報保護委員会が一手に担うということになる。
- 委員 要するに、こういう検討をするときに、基本方針をまず決めないと、分からないという意見が出て、前回一応確認していることではあるが、お手元にある、個人情報の見直しという資料の5ページ。そこで、A,B,C,Dと場合分けされているが、前は、AとB、つまり条例と法律のいずれにも規定がある場合は、原則として、条例の規定を削除するというのがA。それから、Bの

方は、改正法にあって、条例にない規定については、法律の規定に委ねると。であるから、基本的に事業者の責務、義務といったものは、新しい法律の第4章に、全て詳細の規定があるということで、基本的にはそれに任せるということで、4条については、基本理念みたいなことであるが、もはや個別具体的な規定については、第4章で詳細な規定が設けられていると、法律で。ということで、そちらに任せようじゃないかという考え方ではないだろうかと理解しているが、それでよろしいか。

- 委員 事業者の責務はA、B、Cの区分けのBとして整理されていて、前回の審議で、Aはもういいという結論を出したのだったか。
- 事務局 事業者の責務は、資料2の3ページ、事業者の責務と市民の責務と、出資法人の講ずるべき処置。こういったものをCとして、一応整理をさせていたでいる。
- 委員 事業者に関する規制は、法に規定があるけれども、4条のような規定はないということか。
- 事務局 一般的な責務と言うか、そういったものは無い。
- 委員 一般的な責務についての規定がないので、Cとして整理されていて、検討の対象であるということか。
- 委員 そうすると、4条を残すかどうかは、4条末尾の「個人情報の保護に関する市の施策」というのが、あるのか無いのかということになる訳で、29条以下が削除と決まっているので、施策とかは無いと書いていただくと分かりやすかった。
- 委員 条例制定当時の事情から説明いただいたので、その辺がかなり、時代的に違うところがあるので。
- 委員 今お話を聞いていると、いらなくていいと思う。補完関係にあるのなら、いらないと。
- 委員 皆様のご意見を集約すると、存在意義がなくなったんじゃないかというか、残す必要はないのではないかという意見が多かったかと思うが、4条は、そういう形で削除してもよろしいか。
- 委員 特に異論がなければ、そういう形にさせていただければと思う。

事務局から、審議会資料（資料1）に基づき「2 市民の責務（条例5条関係）について」説明がなされた。

- 委員 前回配られた、資料2で見た方が法律の条文と条例の条文が、検討できるので、分かりやすい気がするが、前回配られた資料でいうと、3ページ。
- 委員 こちらを見た方が、条例の条文が、3条が実施機関の責務、4条が事業者の責務、5条が市民の責務ということで、3者の基本的な責務が、列挙されていると。こういう体裁をふまえると、3条も4条もいらぬのなら、5条もいらぬような、そんな感じがするが、体裁という面で見ると。
- 委員 市民の責務だけ残っているのは、非常に奇妙な印象を受けるので、これは、

無い方がいいというか、残すことはできないように思う。

- 委員 私も、削除で賛成。
- 委員 よろしいか。それでは、3者の責務ということで、3、4、5と、3箇条に分けて、規定されていたということなので、その中の、市民の責務だけ残すというのは、バランスを欠くようになるので、これも削除という形にした
い。

事務局から、審議会資料（資料1）に基づき「3 収集の制限（条例7条2項、3項関係）
について」説明がなされた。

- 委員 国の改正法の考え方が、今までの従前の条例の規制ぶりを許容しないとされているのであれば、規定をなくす方向になるのだろうと想像はするが、それが、そういうものだという理解は、何を見て掴めばよいのか。規定を削除して、今まで神戸市で、収集の制限をしていたものを変えるということになると思うが、改正法の枠組みが、条例との関係をどのように考えているのかについては、もう少し考え方や指針の資料がどこかに無いのかなと思う。
- 事務局 国の方では、個人情報保護法と、国の行政機関法、それから、地方公共団体の条例を統一的にしたらどうかということ国の方で議論された。それが、個人情報保護制度に関するタスクフォースで色々と議論されて、その最終報告が令和2年12月にまとめられている。その部分について読み上げさせていただくと、「現在、多くの地方公共団体の条例においては、個別の個人情報の取扱いに際して、地方自治法第138条の4第3項に規定する、附属機関の審議会の意見を聞くこととしているが、法制後は、法律による共通ルールについて、国がガイドラインを示し、地方公共団体等は、これに基づき、あらかじめ定型的な事例について、運用ルールを決めておくことにより、個別の個人情報等の取扱いの判断に際して、審議会等に意見を聞く必要性は、大きく減少するものと考えられる。」こういったことが、報告書の中で謳われている。それから、「今後、審議会等の役割は、上記のような個別の情報の取扱いの判断に際して、諮問を受けるものから、定型的な事例についての事前の運用ルールの検討も含めた、地方公共団体等における個人情報保護制度の運用や、そのあり方について、調査審議に重点が移行していくことになるものと考えられる。」こういったことが示されている。具体的にどうい
うことを想定しているかと言うと、私どもが考えているのが、制度審議部会のような重要事項を審議していただく場になるというのが一つと、それから、特定個人情報保護評価書、所謂PIA部会。このような第3者点検をしていただくというのも、これも必要である。そういったことが、審議会
で今後、重点的にご審議を賜る部分になってくるのかなと。逆に、先程申し上げた、個別の取扱いについては、国の方では想定されていないと。そういった形で受け止めている。
- 委員 最後の文言のところ、公益上、特に必要と認める場合は、この限りではな

いというところが気になるが。昔の話で言うと、突然変な事件が起こったときに、これが利いてくるのかなと思ったりしたが。そういうのはまた、戻すっていうのは大変なことなのか。要は、この最後の一文があると、この事件は助かったのにとというのが、今は想定できなくても、将来的に想定外のことが起こったときに利いてくるのかなと。例えば、こういうことを一度削除してしまって、また将来的にそれを戻すっていうのは、大変なのか。

○事務局 改正法では、地方公共団体も含めて行政機関が、法令に基づく事務をしているというのが、大前提になっている。例えば、神戸市であれば事務分掌の中で、どういった事務事業を行うかを整理している。その範囲を超えて、扱ってはならないという形になる。

○委員 結局、今の条例の7条と改正法の61条で、収集の制限は、行政機関、国及び地方公共団体がかかる収集制限は、先程の審議会は別として、どう違ってくるのか。より、収集しやすくなるということか。

○事務局 7条2項の各号に規定があり、まずは本人収集の原則からスタートするが、61条1項で法に基づく事務ということであれば、必要な範囲内であれば、可能ということになる。

○委員 条例7条2項1号で、法令又は条例に規定があるときというのと、改正法61条1項の「法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合」というのは、同じではなくて、改正法の方が広いということか。

○事務局 条例7条では、例えば、児童虐待防止法によって虐待があったときに児童相談所が医療機関等から情報の提供を受けることができる場合で、改正法61条の法令については、どういう所掌事務をしているかということにかかっているんで、違うということになる。

○委員 改正法で言うと、必要な法に定める所掌事務または業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならないとあって、例えば、思想信条だからどうだとか、特別の手続きを定めていないが、そもそも法に定める必要な限度で、ここに書いた適正な手続きで。ちゃんと収集してくださいということが書いてあって、結論的には一緒になるべきだが。例えば、今でいうと、思想信条に関する個人情報であったりとか、身体とか病気のことだったりすると、個人情報を収集してはならないと条例にはあって、収集しようとする、審議会の意見を聴いたりしたわけで、手続きはだいぶ違うことになるというか、ただ今も必要な場合は、審議会の意見を聴いて適正に収集されていたのだから、対象となる収集される情報は本来変わらないはず、と思うが。

○委員 むしろ、条例7条の特に2項の書きぶりが、現実的でなかったのではないか。この条例は古すぎる、今やっている行政実務の情報収集から見ると、改正法61条のようにやっているという形で整理された方が良いのではないか。業務に必要なものは取るが、業務外はだめということで、7条2項を規定し直すと改正法の61条と同じになるという意味で、7条をなくしてもいいの

かなと思う。結果的には収集しているものは変わらない。条文にどう反映するかといった場合、7条2項は昔風過ぎるという感じがする。

○委員 どうしても昔から差別等に繋がりやすい思想信条信教、身体情報に関して、現状の条例の方が慎重に取り扱うべきだというメッセージ性は高いと思うので、意味がないとは思っていない。ただ、どこまで統一性が求められる事情があるのかというのをタスクフォースでみて、それが求められているのであれば、法体系と政策の問題として考えるべきだ。現行のやり方に意味はないと思わないけれども、実際、慎重にやるべきだというメッセージ性は失われるけれども、それはやむを得ないことなのかどうかは確認したいと思っている。

○委員 実際の運用上の違いは出てこない可能性はあると思う。発想の出発点が違うような気がする。やっぱり条例は、学説で言う自己情報コントロール権みたいなものを保障するんだという、そういう発想が強かったと思う。個人情報収集しようとするときは、本人から同意を得ないといけないと。それが原則だと。ところが、新しい法律では、そういう書き方ではなくて、もともと、行政は法律に基づいて行われているのだから、基本的に行政目的の範囲内であれば、それは可能だと。だから、発想の出発点が違うように読める。

○委員 思想信条でも、ヘイトスピーチ禁止条例がない自治体で調査しようといった場合に、今の条例だと審議会に聞かないとできない状況だ。実際はしなくていいんじゃないかなと思うが。その意味では、自己情報コントロール権というものが弱く扱われているというように思う。かつ、行政実務もそういうふう動いているんじゃないか。結局、思想信条だから何もしちゃいけませんというのが通じなくなっている。特にヘイトスピーチといった場面では。事実上は、改正法のような緩やかな形で収集せざるを得ないという場面が増えているのではないかな。発想を変えようとしていると思う。

○委員 実施機関なり行政の運用なりを縛ろうとするような形から適正に合理的にするということを宣言しているというか、こういう範囲でやりますと言っているんで、古い法律家からするとどうしても権力のほうから安易に収集するという活動を抑制したいというような発想から、従来の条例のような形の方になじみがある。素朴な法律家の感覚としてある。新しい法律と考え方と運用が別の規定ぶりを許さない形で個人情報保護法制がとられていると言われると、そういうものなのかなと思っている。旧来型の条例の方がなじみはあるが、そうは言っても新しい保護法制はこうですと言われると、そうかというところ。

○委員 国家権力 vs 個人の思想信条というのを考えていた条例の考え方から、市民 A グループと市民 B グループの間の思想信条の違いが激化し、それに対して、行政がどういう立場に立つかという、そういうふうな構造の問題が出てきていると。そうすると、行政もそれぞれの市民 A、市民 B の思想信条について、知っておかないと自分たちは何もできない。以前は、そういう問題は想定されていなかったと思う。市民同士でぶつかるという思想信条の違いが

あるので、その意味で収集は緩くやるけれども、どうやって、縛っておくかというところの発想を変えていったのが、令和3年の改正法なのかなど。

○委員 私の説明の仕方というのがまた違うが、個人情報保護法の1条の目的規定に個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するというのが目的だと書いてある。そこでは個人情報の有用性というものと、個人の権利利益の保障とその2つが列挙されている。並列的に書かれている。かつては個人の権利利益の保護というところに重点があったが、最近では個人情報を含むビッグデータをできるだけ有効に活用したいという要求が強くなってきて、個人情報の有用性に配慮するというウエイトに変わってきているということが言える。数年前にデータ活用の促進をするための基本法のようなものが制定されていると思うが、官民推進の活用基本法で、個人情報を含むデータの活用を円滑にできるようにしようじゃないかと。それが経済界からの要求もあって、そちらの方にウエイトがっていると。個人情報の有用性を重視してできるだけ情報を利用しやすいように。そういうような大きな流れじゃないかというふうな気がする。それと、今の条文との関連では、審議会の役割、権限というのが、かなり縮小されるということ間違いはない。これまで、情報の収集制限について、例外規定の公益上の必要性が認められるかどうかの判断を我々に求められてきたわけだが、そのような形でのチェック機能というのは、もはや期待されていないと。そういうふうな形で審議会が関与すると、各自治体の条例の運用で違いが出てくると。それは全国一律でやることを目指しているんだから、好ましいことではないという判断であろう。

○委員 私も同感である。例えば、条例では本人の同意が必要になっているが、改正法を見ると、同意の必要はないし、本人に対し明示すればよいと。本人が同意しようがしまいが、というような解釈ができるので、やはり、改正法の方が緩やかな感じがする。

○委員 先ほど指摘されたように、国の法律の61条は同意を求めているので、条例の中では第7条で同意を前提としているから、根本的に違っていると。国の法律にあわせる必要があるのではないかと思っている。条例の第7条は削除したほうがいいのではないかと思う。

○委員 法律との整合性を重視すれば、削除しないといけなのではないかなと思っている。公益性を審議会に求める必要はないということだから。

○委員 そうなると思うが、法の枠組みがどうで、何が許されて何が許されないのかに尽きる問題かなと思う。

○委員 これまでの説明では、7条にあるような公益上の必要性について審議会に判断を求めるような手続きで個人情報の収集を認めるか認めないかというやり方は認めないと。そういうふうにはっきりと言っている。

○事務局 今までの説明会では、その点については、許容しないということになっている。

○委員 最終的にはそのガイドラインを見ないと分からないというところはあるようだが、それを前提にすると削除するしかないということになると思うが、

ここの部分は結論を先送りにさせていただきたい。

事務局から、審議会資料（資料1）に基づき「4 特定個人情報の利用及び提供の制限（条例9条の2、9条の3）について」説明がなされた。

- 委員 番号法の読み替えのところについては、条例を削除しても新しい法律の方で同じ意味のことが規定されていると考えてよいか。
- 事務局 はい。
- 委員 そうであれば削除してもいいということによろしいか。
- 委員 自ら利用してはならないとの自らとはどういう意味か。
- 事務局 行政機関の内部利用的なことを指している。
- 委員 条例の規定というのは、新しい法律は番号法を踏まえて規定が設けられているということで削除しても問題ないと、そういう理解によろしいか。そういう形にさせていただいてよろしいか。
(意見なし)

事務局から、審議会資料（資料1）に基づき「5 電子計算機処理の制限（条例11条）について」説明がなされた。

- 委員 言い過ぎかもしれないが、時代錯誤的な側面のある規定ではないかと思う。
- 委員 電子計算機処理の部分については、今さらこれを取り上げる必要はないと思う。7条3項のところは、ガイドラインを見ながらやりましょうということかなと思う。
- 委員 以前は電算化について、逐一審議会に諮っていたわけだが、件数も多くて、類型化によって処理をするように変わってきている。先ほどと同じだが、審議会に諮問するという手続きが許されない可能性があるということ。
- 委員 既に、現時点において電子計算機処理を特別的に扱うことはしないということか。
- 委員 急激に電算処理が普及しつつあるときに、それによってプライバシーに脅威が生じるのではないかと。そういう危惧感が背景にあった。
- 委員 個人情報の保護等に関しても、電子計算機処理するときだけ特別扱いするのではなくて、きちっと守っておきなさいよと、そういうことか。
- 事務局 改正法の条文の中には、安全管理措置を講じる必要がある。安全管理措置の中身は、当然情報セキュリティを踏まえて使いなさいということが盛り込まれている。
- 委員 他にご意見が無ければ削除ということにしたいが、よろしいか。
(意見なし)

事務局から、審議会資料（資料1）に基づき「6 電子計算機結合の制限（条例12条）について」説明がなされた。

- 委員 結合してはならないということは時代に即さないので無くしていいと思うが、現在のシステム、クラウド化によって、新たな法律とかそういうのはないのか。
- 事務局 各地方公共団体では、情報セキュリティポリシーというのを整備している。整備にあたっては、国の方からガイドラインで助言をされている中で、クラウドサービスについても、こうすべきとかそういったような助言があると聞いている。
- 委員 なんとなく、例えばAWSとか、そこら任せの、神戸市がというのではなくて、世の中が完全にそういうふうになってしまっていて、それいいのかなと思うところがあってお聞きした。
- 事務局 具体的にはインターネット環境にあるのかないかとか、機密性というか、どういった情報を扱うかとか、そのような諸々の事を本市の情報セキュリティポリシーにおいても整備している。
- 委員 今の話に関連するのかもしれないが、総務省からの技術的助言とあるが、技術的助言というのは具体的にどういうことか。
- 事務局 実質的には指導にはなるが、強制力はないけれどもこういった形のものを整えてくださいとかということを技術的助言という。
- 委員 技術的というところに興味があるが、セキュリティを確保する観点から、いろいろなアドバイスがされるということか。
- 委員 技術というのは、テクノロジーという意味ではなくて、法令の解釈を示すというもので、これは地方自治法上にある言葉である。国としてはこういうつもりで作ったと。あとは、それを斟酌して自分で考えてください、ただ言うこと聞いてねという指導だと受け止められている。
- 委員 国の関与の仕方として類型化されているうちの一つか。
- 委員 その一つである。
- 委員 どちらかという、電子計算機結合を制限するというのではなくて、ある意味、水とか電気のように電子計算機も使いなさいと、ただし、セキュリティはしっかりしなさいという方向に持って行くという流れか。
- 委員 これだけ特別視するということはおかしいような気がする。
- 委員 存在意義の無くなった条文という認識でよろしいか。では、削除をしたいと思う。

事務局から、審議会資料（資料1）に基づき「7 開示請求に係る存否応答拒否の審議会への報告義務について（条例17条の2の2項）について」説明がなされた。

- 委員 情報公開条例の方では、情報公開審査会への報告制度というものはあるのか。
- 事務局 情報公開審査会では報告制度はある。条例にも謳われている。
- 委員 不服審査であるのなら別に報告しなくていいんじゃないかなという気がするが。乱用防止という趣旨だろう。

- 委員 報告義務を課すことによって不当な存否応答拒否をなくそうみたいなことか。
- 委員 実情、不服審査をしているので、報告義務がないと具合が悪いということはなさそうなので、要らないのかなとは思う。
- 委員 審議会の役割と言うか権限との関連で、報告することだけで権限というほどのものではない。新しい法律との関係では、こういう手続きはやめなさいという方向なのか。
- 事務局 新たに制限を加えるとか、そういった規定ではなく、報告事項ということになれば、改正法との関係で言えば、問題はない。
- 委員 改正法に抵触するものではないと。
- 委員 では残しておいてもいいということか。
- 委員 残しておいてもいいということではあるが、現実の実務を考えたら、残す意味があるのかなという気もする。
- 委員 積極的に残す意味はなさそうだが。個人情報開示請求をして、存否応答拒否したときは不服申立するだろうし、そうすれば中身に入るわけだから、それでコントロールできていると思う。
- 委員 ただ安易に存否応答拒否しないようにということ。
- 事務局 一つ気になるのが、情報公開条例の条文にあるので、バランス的なものがどうかと。
- 委員 それはあるかもしれない。
- 委員 情報公開条例の方に残っているのであれば、整合性を重視するか。
- 委員 あったら困るということはないので、特に反対はしない。別制度との整合性を重視することはあり得ると思うので。
- 委員 では残す方向でよろしいか。情報公開条例にあるので、整合性を重視して残すということにしたいと思う。
- 委員 今日検討予定の事項は以上の7つである。以上で制度審議部会を終わりたいと思う。